

周南市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市営住宅条例の一部を改正する条例

周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

（3） 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が親族等（親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）をいう。以下同じ。）であること。

第6条第2項及び第3項を削る。

第7条第2項中「前条第2号イ」を「前条第1号イ」に改め、「老人等にあっては同条第2号から第5号まで、」を削る。

第28条第1項中「第6条第1項第2号」を「第6条第1号」に改める。

第51条中「第6条第1項第1号」を「第6条第1号」に改める。

第64条第1項中「第6条第1項第4号」を「第6条第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市営住宅条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（<u>老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）</u>）<u>にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）</u>にあつては第4号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p><u>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族等（親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）をいう。以下同じ。）があること。ただし、同居の親族等がない入居者の居住の用に供する山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域内の市営住宅に入居しようとする者については、この限りでない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）<u>にあつては第4号及び第5号）</u>の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>現に同居し、又は同居しようとする者がある場合に</u>あ</p>

現行

改正案

(4)・(5) (略)

2 市長は、市営住宅の有効活用を図ることを目的に、前項第1号の条件を具備しない者であっても、市営住宅に入居させることができる。

3 前項の規定により入居させることができる市営住宅の規格は、市長が別に定める。

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 前条第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては同条第2号から第5号まで、被災者等にあつては同条第4号及び第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第28条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している

つては、同居する者が親族等(親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。))又は児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)をいう。以下同じ。)であること。

(4)・(5) (略)

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 前条第1号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(被災者等にあつては同条第4号及び第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第28条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、

現行	改正案
<p>ときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第51条 第49条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、<u>第6条第1項第1号</u>から第3号まで及び第5号の規定にかかわらず、次の条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(警察本部長からの意見聴取)</p> <p>第64条 市長は、第8条第1項の規定による入居の申込みを受けたときは<u>第6条第1項第4号</u>に該当する事由、第12条第1項の規定による承認をしようとするときは同条第2項に規定する場合に該当する事由又は第13条第1項の規定による承認をしようとするときは同条第2項に規定する場合に該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第51条 第49条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、<u>第6条第1号</u>から第3号まで及び第5号の規定にかかわらず、次の条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(警察本部長からの意見聴取)</p> <p>第64条 市長は、第8条第1項の規定による入居の申込みを受けたときは<u>第6条第4号</u>に該当する事由、第12条第1項の規定による承認をしようとするときは同条第2項に規定する場合に該当する事由又は第13条第1項の規定による承認をしようとするときは同条第2項に規定する場合に該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p>